

JDA

NO.119

令和5年1月20日
発行〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 <http://www.untendaikoukyoukai.or.jp>

謹んで新春を
お慶び申し上げます



2023年

目 次

年頭のご挨拶 板橋勇二会長	2
同 警察庁 日下真一交通企画課長	3
同 國土交通省 森哲也旅客課長	4
同 東京交通新聞社 仁平英紀代表取締役社長	5
支部活動報告	6~8
TOPICS	8

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会

会長 板橋 勇二



令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月の通常総会にて会長に選任いただき、丹澤前会長より重責を引き継ぎました。就任半年余りで、力及ばず至らない点も多々あったかと存じますが、本年も力の限り誠心誠意尽力する所存でございますので、引き続き会員の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

約3年間に亘るコロナ禍において、会員の皆様のご苦労は察してあまりありますが、飲酒運転根絶の受け皿として、社会的使命感を持ち事業継続に奮闘されております会員の皆様と全国の運転代行事業者の皆様の日々のご尽力に対しまして、深く敬意を表しますと共に心より感謝申し上げます。

このような業界環境を踏まえ、当協会は、業界団体の窓口として内閣総理大臣並びに関係省庁大臣・長官及び都道府県知事宛て運転代行業事業者への支援依頼の要望書を提出いたしました。併せてマスコミ各社の取材を通じ運転代行業界の実情・窮状の訴えもさせていただきました。新型コロナの収束は未だ見えておりませんが当協会としては引き続き関係省庁及び都道府県に対し運転代行事業者への支援の要請書提出等を状況に応じて行ってまいります。

昨年度は、『自動車運転代行業の最低利用料金設定』に向けた原価調査が国土交通省において行われ、調査結果が都道府県担当部局に提供されました。『最低利用料金の設定』は業界としての永年の課題であり願望でもあります。運転代行事業者の経営安定のため、また利用者保護のため、適正な料金設定が必須でございます。各地域におかれましては、同業のみなさまと力を合わせ、都道府県担当部局との条例設定に向けた取り組みをお願いいたします。このためには、当協会も協力を惜しませんので、遠慮なく協会事務局へお声かけ下さい。

その他取り組むべき事項としましては、さらなる業界の健全化と発展及び利用者保護のため、適正化法適用の厳格化、認定要件の厳格化、運転代行業を「道路旅客運送業」とする「日本標準産業分類」への位置づけを求め、取り組んでまいります。

都道府県各支部長と会員の皆様には、運転代行業界の健全化と更なる飛躍発展のため、特段のご尽力を賜りたく切にお願い申し上げます。

終わりに、会員諸氏の本年の事業発展とご健勝を心から祈念し、新年のご挨拶といたします。

年頭のごあいさつ

警察庁交通局

交通企画課長 日下 真一



謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様には、日頃より交通警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、飲酒運転根絶の受け皿として、自動車運転代行サービスの向上と普及促進を図るとともに、自動車運転代行業の健全な発展に寄与されてきたところであり、会員の皆様の御努力に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、昨年の交通事故による死者数は2,610人であり、警察庁が保有する昭和23年以降の統計によれば、6年連続で最少を更新しました。

これもひとえに、皆様をはじめ平素から交通安全活動に携わる方々の御尽力のたまものであると、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、次代を担う子どもが犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転による重大な交通事故は依然として後を絶ちません。

このような情勢を踏まえ、警察といたしましては、第11次交通安全基本計画に基づき、各界各層と連携しながら、引き続き交通事故防止のための多角的な取組を推進してまいります。

また、令和3年6月に千葉県八街市で発生した事故を受け、業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的として、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）により、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定等が設けられました。

最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととしておりますが、引き続き、目視等による酒気帯びの有無の確認が義務付けられておりますので、確実な実施をお願いいたします。

さらに、皆様におかれましては、飲酒運転防止に寄与する自動車運転代行サービスに関し、より一層の業務の適正化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るため、都道府県警察等との合同による街頭啓発活動などの取組を推進していただき、今後も、自動車運転代行業の健全な発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に向け御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝・御多幸を祈念いたしますとともに、交通警察行政への変わらぬ御支援と御協力を願い申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

国土交通省自動車局

旅客課長 森 哲也



新年あけましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、利用者が安心して利用でき、真に交通安全に資する産業となるべくご尽力を頂いており、心から敬意を表する次第です。

自動車運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を進める上では、貴協会において引き続き大きな役割を果たしていただくことが必要不可欠であると考えております。

また、利用者が安心して利用できるようにするために業界主導で行われている「優良運転代行業者評価制度」については、現在、より一層効果的な制度となるよう、事務局で検討が進められていると伺っております。

こうした活動などを通じて業界全体の一層の健全化が図られることを期待するとともに、貴協会の今後の活動に大いに期待しているところです。

一方、地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、各都道府県が条例で最低利用料金を定めることを検討する際のデータとして活用していただくため、昨年は、国土交通省において貴協会の会員等を対象とした料金原価及び収入等に関する実態調査の結果とともに最低利用料金の設定に係る検討の一助となるよう、参考情報の提供を行ったところです。

今後も引き続き、最低利用料金の設定が進むよう、国土交通省においても各運輸局等から都道府県へ検討状況の聴取を実施するなど、必要に応じて協力をして参ります。

国土交通省におきましても、引き続き貴協会と協力しつつ、都道府県や警察などの関係機関とも十分連携を取りながら、利用者の利便の向上に取り組んで参ります。

最後になりましたが、自動車運転代行業に携わる貴協会及び会員の皆様にとって、益々のご発展の年となるよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

東京交通新聞社

代表取締役社長 仁平 英紀



新年おめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会と会員各社の皆様には、平素より格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。飲酒運転の根絶に向けた、長年にわたる社会の安全・安心のためのご活動と、自動車運転代行業界の適正化・健全化に日々ご尽力されていることに、心から敬意を表しております。

新型コロナウイルス禍が前年、前々年と比較して落ち着きを見せ、人の動きや経済活動が活発化しています。今はコロナに加え、燃料高騰、物価高、円安、ウクライナ情勢と、視界不良の状況が続いている。公共交通・自動車関連分野をめぐる動き、変化は激しさを増すばかりかと存じます。「少子化・人口減少」、「DX」（デジタルトランスフォーメーション、デジタル化による変革）、「GX」（グリントransフォーメーション、脱炭素化に向けた社会変革）、「地域交通の再構築」といったキーワードが一段と重要性を帯びてきています。

この一年は、どの産業、社会にとっても、「勝負の年」「飛躍の第一歩」になることは間違いないだろうと思います。

利用者の利便性・安心感を高める輸送サービスの一つとして、運転代行の果たす役割はますます重要なっていると認識しております。ただ、人流が回復する中で、夜の街はかつてのにぎわいを取り戻すには至っておらず、皆様の事業の厳しさは依然変わらないものと推察します。皆様には、結束してこの難局を乗り越え、社会の要請に応えてほしいと願っております。貴業界を盛り立てられるよう、弊紙も励んでまいります。

東京交通新聞は今後も、専門紙として的確な情報をお届けし、公共交通・自動車関連事業の発展や暮らしの充実に役立つ報道に努めてまいります。皆様の思いに寄り添いながら、未来を展望できる紙面作りに邁進してまいる所存です。

新春を迎え、コロナの終息と、板橋会長をはじめ、会員各社の皆様と従事者の方々、ご家族の方々のますますのご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和4年も、協会公益事業を全国各地で活発に実施

支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動等を紹介します。

【静岡県支部】

『御殿場運転代行業組合』講習会開催

静岡県「御殿場運転代行業組合」(高瀬組合長)は、2月13日、『運転代行業従事者の基礎講習と御殿場ローカルルールのガイドライン説明講習会』を開催いたしました。

講習会には、組合顧問の勝保県議のご臨席を頂くと共に、静岡県支部の松井支部長と当協会の霜鳥理事も出席されました。

また講師として静岡県交通基盤部 地域交通課の浦田主査より講和を頂きました。



(講和される浦田主査と研修会風景)

【栃木県支部】

緊急嘆願書を県に提出

栃木県支部(板橋支部長)は、2月24日、栃木県庁を訪問し、1月31日付で協会本部から全都道府県知事に提出した、新変異株「オミクロン株」の感染急拡大における、運転代行業従事者の事業存続のための支援策実施に関する『緊急要望書』の内容と、県内の代行業の窮状について再確認を行い、長期間繰り返される自粛・制限により、危機的状況に追い込まれている運転代行業従事者支援の為、改めて「緊急嘆願書」を提出いたしました。



(運転代行業従事者支援を要請する板橋支部長)

【茨城県支部】

土浦市長に支援要望書提出

3月17日、茨城県支部(中山支部長)並びに(一社)茨城県運転代行協会(中山理事長)は、土浦市役所にて安藤真理子土浦市長にコロナ禍における支援要望書を提出いたしました。



(安藤市長に要望書を提出する中山支部長)

【熊本県支部】

飲酒運転根絶を訴え街頭活動を実施

熊本県支部(小森田支部長)は、春の全国交通安全運動期間中の4月15日、熊本市内の下通アーケード街にて飲酒運転根絶のための街頭活動を実施しました。熊本中央警察署のご協力のもと、歩行者へポケットティッシュ等を配布し、飲酒運転根絶を訴えました。



(街頭活動に参加された皆様)

【茨城県支部】

夏の交通事故防止県民運動街頭キャンペーン

7月20日、夏の交通事故防止県民運動街頭キャンペーンが土浦市役所うらら大屋根広場にて行われ、協会監事・茨城県支部長、及び(一社)茨城県運転代行協会中山理事長が、他協会員、運転代行従業員と共に参加させて頂きました。

約150名の参加者が集まる中、安藤真理子土浦市長の交通事故防止の意気込みの挨拶、箇部修土浦警

察署長が県内の交通事情、事故防止等の注意点、事故状況などの説明を行い、土浦警察署交通課長の指揮で、市役所周り、土浦駅周辺にて、交通安全啓発グッズを参加者皆で、歩行者、自転車利用者、車の運転手の方々に配布いたしました。



(街頭キャンペーンに参加された皆様)

【栃木県支部】

令和4年度第1回栃木県支部総会及び講習会開催

7月24日、栃木県支部は、上三川いきいきプラザ中会議室におきまして、「令和4年度第1回栃木県支部総会及び講習会」を行いました。

板橋会長（前栃木県支部長）の挨拶から始まり、第一部では当協会の第27回通常総会報告が行われた後、支部役員の選出が行われ、第二部では、最低利用料金設定について、協会霜鳥理事の講話を交え講習会が行われました。



(挨拶をされる板橋会長と霜鳥理事)

【茨城県支部】

茨城県運転代行条例制定に関する要望書提出

8月5日、森田悦男茨城県議事務所（茨城県・古河市）にて、協会監事・茨城県支部長、並びに（一社）茨城県運転代行協会中山一夫理事長、他役員4名が、茨城県運転代行条例制定に関する要望書を森田悦男県議（第112代県議会議長）に提出いたしました。



(要望書を提出する中山監事・茨城県支部長)

【静岡県支部】

静岡県庁にて燃料価格高騰に伴う経営支援に関する要望書を提出

高瀬理事及び、静岡県支部（松井支部長）は、8月4日、静岡県庁を訪問し、静岡県知事、自民静岡県連改革会議幹事長、静岡県議会議長各々宛て「燃料価格高騰に伴う経営支援に関する要望書」を提出しました。

要望書提出あたり、自民党改革会議の3役（良知淳行幹事長・中田次城政調会長・宮城也寸志財務委員長）、静岡県議会敷田宏行議長・和田篤夫副議長、及び交通基盤部高木繁部長代理以下5名の方々と面会し、新型コロナウイルスの拡大や燃料価格高騰による経営状況の悪化などにより事業存続の岐路に立つ、飲酒運転撲滅を最大の使命とする運転代行の業務を維持するため、支援を要望しました。



(良知淳行幹事長に要望書を提出する松井支部長)

【石川県支部】

石川県運転代行協会と合同研修会議を開催

石川県支部（中川支部長）は、10月17日、に石川県地場産業振興センターにおいて、（一社）石川県運転代行協会（理事長 大和茂一）と合同研修会議を開催しました。会議には石川県運転代行協会顧問の米沢賢司県議会議員、同沖津千万人県議会議員及び石川県警察本部・石川県企画振興部の他、当協会からは会板橋会長、辻副会長、霜鳥専務の3人が出席され、県運転代行協会の方々と条例による最低料金の設定について意見交換が行われました。



(左から県運転代行協会千田専務理事、協会石川支部中川支部長、県運転代行協会大和理事長、協会板橋会長、同辻副会長、同霜鳥理事)

[栃木県支部]**「運転代行業の最低利用料金に関する条例制定」の要望書提出**

11月17日、栃木県支部（阿部支部長）は、栃木県土整備部交通政策課を訪問し、「自動車運転代行業の最低利用料金に関する条例制定」の要望書を、交通政策課課長宛に提出しました。同席した協会板橋会長からも、健全な業務運営は利用者保護にも繋がる事から、前向きに取り組んで頂けるよう要望しました。



(要望書を提出する阿部支部長)

[茨城県支部]**土浦環ライオンズ主催「第12回障害者との交流ボウリング大会」にトロフィーを寄贈**

11月26日、土浦環ライオンズ主催「第12回障害者との交流 ボウリング大会」が大学ボウル土浦本店でおこなわれ、協会監事・茨城県支部長で、クリーン運転総合代行代表取締役社長（中山一夫）からも、トロフィー・参加賞を寄贈させて頂きました。



(寄贈されたトロフィーと会場風景)

TOPICS

**マイナンバーカードの申請期限が延長になります**

2022年12月末

2023年2月末

マイナンバーカードの申請期限

延長

マイナポイントの申込み期限

※2023年2月末までにカード申請された方が適切にポイントを申し込めるよう新たな申込み期限を設定し、改めて公表します

※上記は、2022年12月20日時点の情報です。

詳しくは、[総務省のホームページ](#)をご確認ください。

※マイナンバーカードの交付は、マイナンバーカード申請から1ヶ月程度のお時間を要します。お早めの申請をおすすめいたします。

出典：総務省マイナポイント事業HP <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

協会の最新情報は、ホームページから

<http://www.untendaikoukyoukai.or.jp/>

昨年は、警察庁・国土交通省等から「新型コロナ感染症対策」「マイナンバーカードの取得促進」「インボイス制度」など様々な情報をいただきホームページを通し会員の皆様にお伝えしてきました。また、全国各支部における、飲酒運転根絶街頭活動の実施状況、業界の動向、運転代行業の現状の課題と今後を見据えた研修や各自

治体への働きかけなど、当協会の様々な活動を、迅速にお伝えするのが協会ホームページの役割です。

今後もより良いホームページ作りに努めます。会員の皆様からの情報提供をお待ちしておりますので、本部事務局までどしどしお寄せください。